

## 4 社会資源の活用と支援の連携

### (1) 【意見交換】テーマ「社会資源の活用と支援連携の必要について」

- コーディネーター NPO法人リンケージ理事長 石川京子氏
- 報告者 高崎市教育センター（不登校対策担当） 石井敏明氏
- 助言者 みどりクリニック院長 鈴木基司氏  
中央児童相談所 三浦由佳氏 ， スクールソーシャルワーカー 相崎ゆ美氏



左から順に石川氏、鈴木氏、石井氏、三浦氏、相崎氏

### <個別の対応には限界、学校だけの対応は困難>

石川 学校現場では不登校支援でどんな問題を抱えていますか。

石井 小中学校では、不登校支援で今まで以上に多様で柔軟な対応（いつでも登下校、別室指導など）に取り組んでいますが、個別の対応に限界があるのも事実です。特に発達の特性をもった子どもには、医療機関や支援機関等との連携で適切な診断に基づく助言が不可欠で、早期に診断を受け、適切な支援を受ける必要があります。ただ、子どもの特性を認めたがらない保護者もいます。また、特性に応じた適切な支援や合理的配慮について学校の支援体制が不十分な場合もあります。さまざまな要因が複合的に絡んだ不登校問題について、学校だけでは対応が困難な場合には、教育支援センターやフリースクール等の民間の教育資源と連携していくことが大切です。社会的自立を視野に入れた継続的な支援も必要になります。



SCやSSWの力も借りながら、学校と家庭とが信頼関係を深め、子どもにとって、今、何が必要なのか、将来的にどのような力をつけることが自立につながるのかを共に考えていかなければならないと思います。

石川 保護者との連携にあたって、SCやSSWのつなぐ役割、社会資源の活用が欠かせないと思います。どのように伝えていくかの課題もあります。それぞれの立場で発言をお願いします。

### <児童相談所、SSW、医療現場の対応>

三浦 学校から「〇〇さんの顔が見えない」と児相に連絡があって、先生と一緒に家庭訪問をすることがあります。玄関やベランダから「〇〇ちゃんいる？起きた？」と声をかけたりして、児相の職員も相談にのれることを伝えていくこともあります。児相では、教室に入れないならば、相談室でも、適応指導教室でも、フリースクールでもいいじゃない。と、学校とはちょっと違ったアプローチをすることがあり



ます。他の人と同じじゃなくても、どこかに繋がっているということが大切なと思っています。

また、親御さんが子どもに発達障害があるのではないかと相談に訪れることもあります。我が子の発達の特性を理解し、適切な養育に結びつけようとしているのかなと思います。授業についていけなくて学校で暴れる等の問題行動を起こして児相の相談に繋がることもあります。これらの相談は、必要に応じて医療にもつなげて適切な診断をしていただくことがあります。

一般に、児相って良いイメージを持たれていない方も多いかと思いますが、児相は、専門的な角度から生育歴や発達、性格、行動等について総合的に調査させていただき、子どもにとってより良い援助が実施できるように、学校、医療機関等と連携して援助方針を決めて、支援していくところです。もしかすると、学校にはない視点からアプローチすることもあります。せっかく児相に繋がったのだから、存分に利用してやろうという気持ちで連携していただき、子どもたちへの支援を一緒に考えていただけると、より一層良い援助策が見つかるかと思います。

**相崎** SSWは福祉的な視点から関わっているので、適応できないでいる子がいたら出来ることを一緒に考えていくようなアプローチをしています。表面に現れてこない、見えていないところに問題があり、親御さんの認識もずれている場合もあるので、本人が言語化できずに常態化していること、複雑に絡み合っている問題を解きほぐしていくようにしています。



教室を飛び出してしまう子に関わることがあります。最初に「何か不安があるのではないのでしょうか」と先生に話します。学校で暴れても家庭ではいい子でいる場合、親御さんの躰が厳しい場合も考えられるので、「どこか安心していられる場所、誰か話を聞いてくれる人が必要なのではないでしょうか」と提案することもあります。先生が矢面に立つのではなく、外部性を利用し福祉的な立場のSSWを「チーム学校」の一員として、もっと活用していただけたらと思いました。

**鈴木** 子育てを考える時、親御さんや先生は、その子がうまく世の中に適応していく（社会的自立）ことを意識します。でもヒトは、社会生活の中で思い通りにならない事態に必ず出会います。



すると不快な感情が生じ、この嫌な状態がいつまで続くのか、次もそうなるのではないかといった「不安」も生じます。不安にも関わらずとるべき行動を取ろうとすると、ヒトは身体的症状や、回避、拒否など、不適応な動きをします。「自立」は大事な子育て目標ですが、こちらばかりを意識すると関わる側が不安になり、その子が抱えている不安が見えなくなります。

もう一つの目標として、「不安対処力」を育てることも意識してほしいです。不安対処は言葉にできたり、誰かに聞いてもらえたり、わかってもらえたりが重要で自立というより依存とも言えます。でも話せない、話しても意味が無い、誰もわかってくれっこないと思う人も少なくありません。

不安を話しても良い、言えばわかってくれる人もいると思える体験が必要です。困難な事態に出会った時、要因は何であれ、その子がこうした体験を必要とする状態になっている、逆に言えばその子が「体験」を得られる貴重な機会と意識していくことが必要なのだと思います。

## <切れ目ない支援に向けて>

**石川** 学校では支援が受けられるが、次の段階で新たな支援を受けるにはどんな課題があるか？

**三浦** 児相の支援は満18歳で終了してしまいます。ですから継続して利用できる社会資源を確認しながら、居住する市町村とか、児相と関係する機関などになだらかにつながるようにしています。18歳になったからとプチッと切れてしまうのではなくて、支援に関わった時から継続する先を考えていくようにしています。家庭に対する支援の視点からも親御さんに対する働きかけも必要だと思っています。

**相崎** 切れ目ない支援という点では福祉分野はもう少し広いかなと思っています。大人になっても支援につながるように考えています。医療であれば病院のSWにつながるように心がけています。市町村の子ども課などの窓口につながるよう、出来るだけ重層的な支援になるようにしています。私自身、福祉の仕事をしていることから、知り合いの誰かしらが支援に携わっているので情報を活用しています。

義務教育が終わってからも困った状況を言えること、そんな時に支援につながるよう情報を伝えるようにしています。

**石井** 子どもへの支援がどうしても年齢で切れてしまうので、親御さんに対する切れ目ない支援が必要だと思っています。ある子どもから、学校に行かないからと母親から暴力を受けて怖いと相談がありました。不登校状態を理解して受け入れてもらえるよう母親を指導したところ少し改善が見られましたが、その子が大人になっても同じようなことが続くのではないかと思います。そうした親御さんに対する支援のつながりも必要ではないかと考えます。

**鈴木** 切れ目ないという点で、一つは時間軸、年齢で支援が切れてしまう問題がありますが、医療では適切な機関紹介という対応は可能です。もう一つは空間軸、他機関との連携で、その際に専門家同士の垣根や時間調整が課題ですが、微妙にプライドの問題もあります。当事者のためには何が適切かを最優先に対応していくことを心にかけていきたいです。具体的には社会的資源の情報を手に入れる、来院者の通所しやすい院所等を考えます。その意味でも、今日のような情報提供の場が、各機関の役割やスタッフさんの御活動内容を理解する上で私には役立っています。

## <まとめ>

**石川** 困難な状況にある思春期の子どもや若者のニーズに目を向けると、一人として同じではないその多様性や複雑性に気づきます。同時に、「みんなと同じ進路に子どもたちを適応させる」ことには限界も見

えてきます。子どもたちと一緒に「今」を考えると、「どこで過ごすか」ではなく、「どう過ごすか」の視点が大切かもしれません。「子どもたちの興味関心やストレス（強み）をきっかけに、満ち足りた時間を一緒に過ごす人、時間、場所」へとつなげる転換期にあるのかもしれない。自分が認められる場であれば、子どもたちは安心して社会生活のスキルを学ぶこともできます。

ただ、子どもたちは安全な情報にアクセスする経験も知識も偏っています。

地域に目を向ければ、興味関心を同じくする人々がさまざまな環境を通してつながり、豊かなコミュニケーションを広げています。

さあ、私たち大人の出番です。子どもたちと一緒に入り口まで歩いていきましょう。

「県・市町村青少年相談担当職員研修会(2021.12.23)」から

## (2) 社会資源の活用

### ① 児童相談所における支援活動

#### 全ての児童は生活を保障され、愛され、保護される

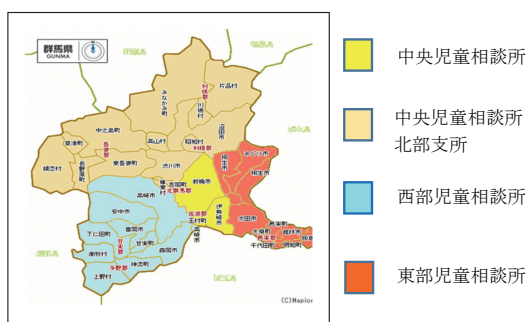
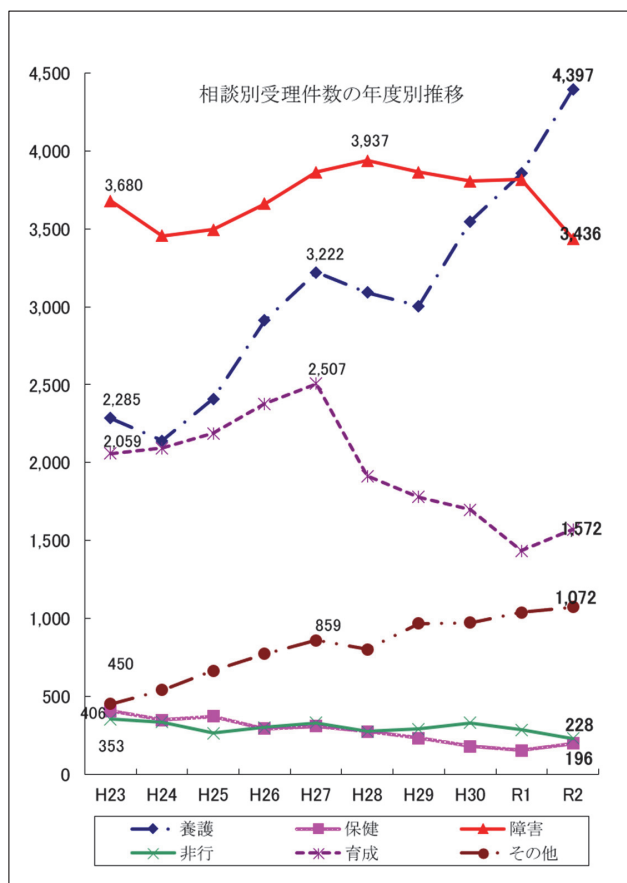
児童福祉法の総則には、全ての児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有するとあります。

そして、全ての国民は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとあり、児童の保護者は児童に対し第一義的責任を負い、国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童が心身ともに健やかに育成する責任を負う、と定められています。

これに基づいて、児童福祉の専門機関として、全ての都道府県、政令指定都市に「児童相談所」が設置されています。そして、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りながら、児童に関する相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行うことが求められています。

そのために、必要な調査や判定を行ったり、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行ったりします。

注) 児童：18歳未満の者， 乳児：1歳未満の者， 幼児：1歳から小学校就学の始期に達するまでの者



左図のように、「虐待」だけが相談内容ではなく、各種の相談を受け付けています。

その内容は、養護相談、非行相談、育成相談、発達相談と多岐にわたっています。相談の経路は家族・親戚からが半数以上を占めていて、市町村、警察、学校等の順です。

「虐待」については、起こってしまった虐待で保護者を指導することも大切ですが、その後、将来に向けて虐待が再発しないよう、児童が、在宅で生活し、その福祉が損なわれることなく、健やかに成長していけるように家庭に対する支援が、重要になります。

児童相談所の一覧や事業概要はこちらから御覧ください

<https://www.pref.gunma.jp/03/p08210003.html>

## 育成相談では不登校の相談も

本人の発達の特性から、障害と重なっている場合があります。本人や親御さんには困り感がなく、学校が困って相談がある場合があります。その場合には医療の診断につなげて適切な支援を行うようにしています。

また、不登校の相談では、その背景ある問題、家庭や本人が抱えている困難に視点を当てて支援を行っています。

解決が難しいケースについて、児童福祉の専門機関である児童相談所を活用してください。

### 市町村と児童相談所の違い

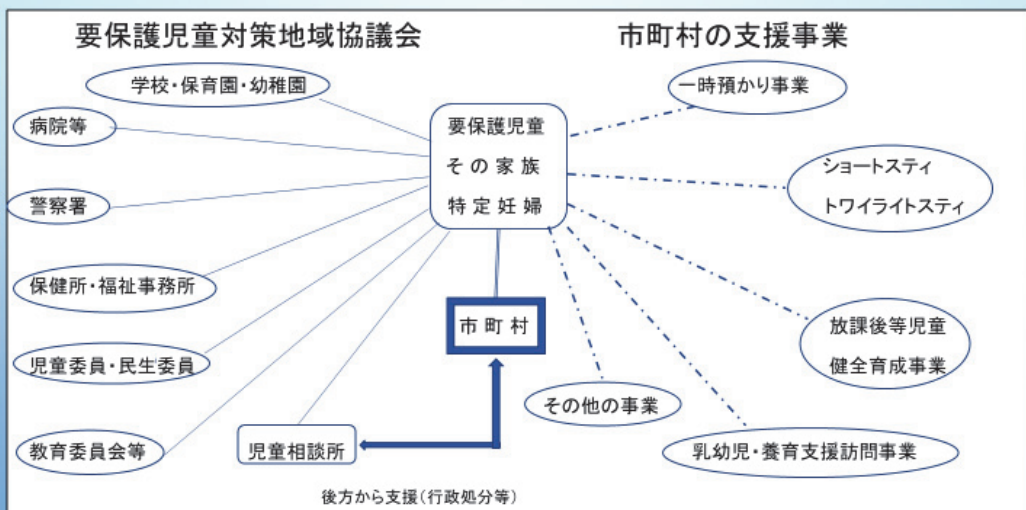
	市 町 村	児 童 相 談 所
できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の収集</li> <li>子育て支援等サービスの提供</li> <li>こどもの検診等</li> <li>経済的な相談、障害等の相談 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護</li> <li>施設入所</li> <li>立入調査</li> <li>親権喪失宣言等の請求 ほか</li> </ul>
基本前提	家族・家庭支援 (市町村の住民全員の福利厚生)	児童福祉 (保護者と対立してもこどもを守る)
保護者との対立	困難 (本人・家族参加と他機関との連携による切れ目のない支援)	可能 (危機対応、危険回避のため、強制的に介入できる)
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援(家族ぐるみ)</li> <li>長期的、継続的なかわり ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの安全確保</li> <li>アセスメントと支援策の提示 ほか</li> </ul>
限界	・家族(保護者)からかわりを拒否された場合、対応が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的、継続的なかわりは困難</li> <li>強制介入は万能ではない</li> </ul>

## 児童家庭相談で市町村との役割分担が進んでいます

これまで児童相談所が、あらゆる児童家庭相談について対応することとされてきましたが、児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応を求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められています。

平成16年の児童福祉法の改正では、児童家庭相談に応じることを市町村の業務として明確にしました。住民に身近な市町村で、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めています。そして県(児童相談所)の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することとしています。要対協では市町村を中心に関係機関が連携して支援に取り組んでいます。

## ネットワーク（出入り自由な緩やかな統合体）



児童相談所、市町村の子育て相談の連絡先は、資料5「支援機関連絡先一覧」を御覧ください。

中央児童相談所 補佐(家庭支援係長・児童福祉司) 三浦由佳さん

## ② スクールソーシャルワーカーの活動

### 福祉的視点からアプローチしていきます



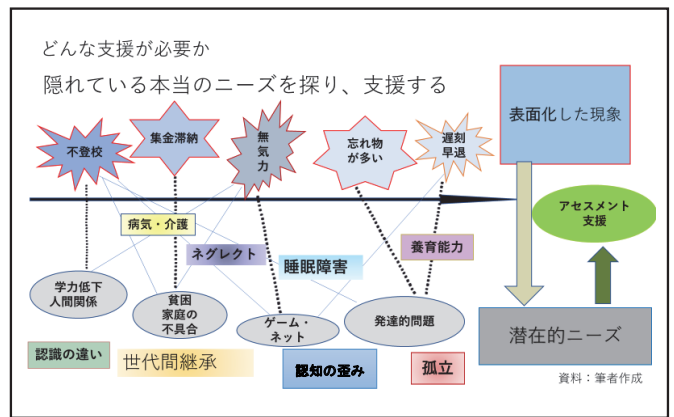
資料：筆者作成

また家庭や家族間のかかわりなど、子どもの力だけではどうにもできない問題もあります。経験値の少ない子ども時代は、立ち止まってしまったりすることがあります。豊かな子ども時間を過ごせない状況になってしまった環境を、子ども個人の問題としてではなく、家庭環境や学校にも関係する社会的なこととして捉える見方が求められます。

子どもの置かれている環境に着目して、家庭・学校・地域をつなぐことが重要になっていきます。

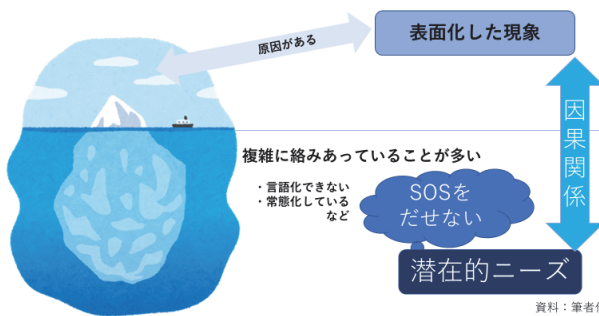
学校は、子どもにとって日中を過ごす生活の場でもあります。その生活の場では、時間割の学習とともに、さまざまな経験をしながら社会性や人間関係などを育てていきます。

日々の体験や集団の中での人間関係は、経験したことのないような出来事もあり、辛く感じることもあります。解決できず、生きづらさを感じてしまうこともあります。



資料：筆者作成

表面化した現象は、声にだせない（助けて～）



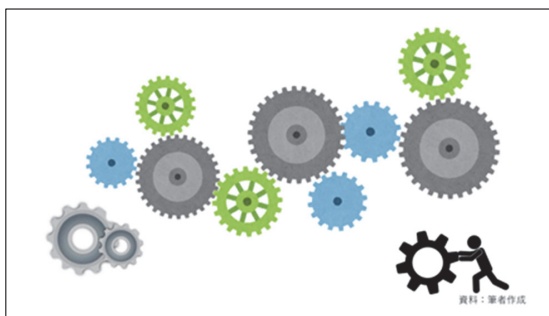
資料：筆者作成

例えば学校の先生から、「少し前から、やる気もなく学校に来なくなった生徒がいるので一緒に考えてほしい」と話を聞いたとき、SSWは、やる気がない・登校していないという表面化した現象の「原因は何か」ということに着目します。

多くの場合は、複合的に絡みあっていたり、慢性的な困難状況から、自分の気持ちも表現できない状態になっていたりすることが考えられます。

そこで SSW は、潜在的ニーズを知り解決に向かっていきます。

解決の糸口が見つからない場合もあります。また、潜在的ニーズに直接アプローチができない時もあります。そんな時に SSW は、福祉的な視点から一つのシステムとして捉えるようにしています。そして止まっている歯車が徐々に動き出すように、全体が整っていく技法を使います。



資料：筆者作成

# 活動内容

## 他機関との連携

児童相談所 行政窓口 幼稚園・保育園 警察  
医療機関 ファミリーサポート 適応指導教室  
発達支援センター こころの健康センター 放課後等デイサービス  
ひきこもり支援センター 子ども食堂 計画相談支援員  
地域包括支援センター 基幹支援センター  
法テラス（弁護士） 司法書士 訪問看護  
地域定着支援センター  
地域若者サポートステーション  
調停委員



外部機関との連絡調整

## 校内活動

面談  
家庭訪問  
児童観察  
相談部会  
サポート会議

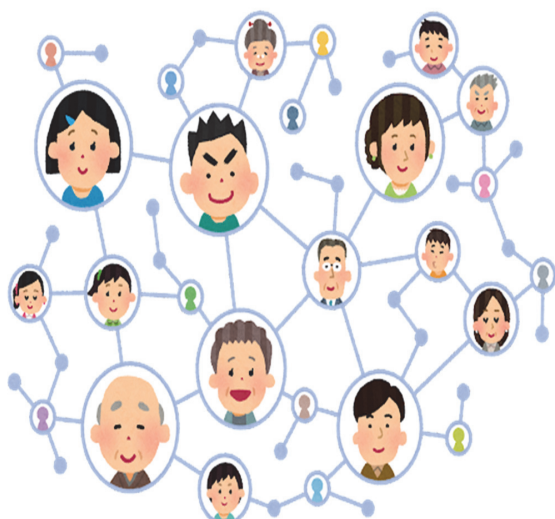


資料：筆者作成

SSW は、個人のネットワークを保持している社会資源の1つです。私たちは、個人情報保護を前提にしながらかかわりをしていきます。

例えば、「祖父の面倒をみているので、学校を休むことが多い」という場合は、祖父の情報収集とともに、関係者から家庭環境を聞くことがあります。そして、休んでしまう原因を関係者とともに考えることもあります。SSWは、日々の生活・暮らしの問題にかかわりをしていきます。そして、子ども（生徒）の置かれた状況に寄り添います。

生きていく中で、予定外の困難に直面し、自分や家族だけの力では状況の改善に至らずどうすれば良いか、どこに相談すれば良いか分からずに息詰まっている状態を理解してあげます。自分の力では、変えられない環境については、子どもの権利の保障をしていきます。



そのために、教育と福祉の相互関係が自立につながっていくこと。生きづらさを抱えている人の環境を調整すること、繋がること、自分が必要とされることなど、社会とのつながりを大切にしています。

「自分は、自分自身で良いんだ・・・」と思えるように、自己肯定感を育み・子ども時代の時間を豊かに成長できるように支援しています。

群馬県スクールソーシャルワーカー  
相崎ゆ美さん